

※店舗ごとに作成し、当該店舗の給付額を福岡県感染拡大防止協力金申請書(様式第1号)に転記してください。

### 【第11期】協力金支給申請額計算書

以下のフロー図の質問を基に、該当する計算方法を選択していただき、数値を入力してください。

※1日あたりの売上高は、消費税・地方消費税を除いた額となります。提出書類上の売上高が消費税・地方消費税込みで記載されている場合は、消費税・地方消費税を除いた金額がわかる書類を、別途作成して提出してください。

【売上高方式】 ※日数の算定にあたっては、休業日(定休日や不定休による店休日)を含みます。

中小企業ですか？	
はい	
申請書に記載した取組内容に沿って日数を記入してください	
まん延防止等重点措置に応じた日数 ① 日	【第11期】要請内容に応じた日数 ② 日
※ 中小企業は、飲食業については資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人。ただし、カラオケなどのサービス業については、資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人。	
いいえ 裏面の売上高減少額方式へお進みください	

前年又は前々年の1日当たり飲食業売上高を計算してください。計算方法は下記A・B・Cいずれかを選択可能です。  
※月々の売上高が不明な場合は右側の売上高方式(年間売上高による申請)が利用可能です。

**A 月単位方式**  
(前年又は前々年の8月の飲食業売上高+9月の飲食業売上高)÷8月及び9月の日数(61日)=1日当たりの飲食業売上高 (1円未満切り上げ)

前年又は前々年8月の飲食業売上高 円 + 前年又は前々年9月の飲食業売上高 円 = 前年又は前々年の8~9月の飲食業売上高計 円 ÷ 61日 = 前年又は前々年の1日当たり飲食業売上高 ② 円

**B 時短要請期間方式**  
(前年又は前々年の時短協力期間と同期間の飲食業売上高)÷時短協力日数=1日当たりの飲食業売上高 (1円未満切り上げ)

前年又は前々年の時短協力期間と同期間の飲食業売上高 円 ÷ 時短協力日数 日 = 前年又は前々年の1日当たり飲食業売上高 ③ 円

〈新型コロナ特例での記入方法〉(開店日:令和 年 月 日)※開店日を記入ください  
開店日が令和元年8月20日より後の場合は、開店日から令和2年3月31日までの飲食業売上高も選択可能です。(上記の飲食業売上高の欄に記入)  
開店日から令和2年3月31日までの日数を時短協力日数の欄に記入 ※特例利用 開店日:令和元年9月1日の場合、日数は213日として入力

**C 新規開店特例方式**  
(※時短要請月を基準に、開店1年未満の場合に使用してください。)  
(開店日から時短協力開始日の前日までの飲食業売上高)÷(開店日から時短協力開始日の前日までの日数)=1日当たりの飲食業売上高

開店日から時短協力開始日の前日までの飲食業売上高 円 ÷ 開店日から時短協力開始日の前日までの日数 日 = 1日当たりの飲食業売上高 ③ 円

※ 開店日が令和3年1月16日より前の場合は、開店日から令和3年1月15日までの飲食業売上高も選択可能です。(1円未満切り上げ)

上記で計算した③の売上高に応じていずれかの計算を行ってください。

**③が8万3,333円以下の場合**  
計算書の提出は不要です。

**③が8万3,333円超100,000円以下の場合**

前年又は前々年の1日当たり飲食業売上高 ③ 円 × 0.3 = 1日当たりの給付単価 円

1日当たりの給付単価 000円 × ① 日 + 40,000円 × ② 日 = 当該店舗の給付額 000円

**③が100,000円超250,000円未満の場合**

前年又は前々年の1日当たり飲食業売上高 ③ 円 × 0.3 = 1日当たりの給付単価 円

1日当たりの給付単価 000円 × ① 日 = 給付額1 000円

↑千円未満切り上げ

前年又は前々年の1日当たり飲食業売上高 ③ 円 × 0.4 = 1日当たりの給付単価 円

1日当たりの給付単価 000円 × ② 日 = 給付額2 000円

↑千円未満切り上げ

|| 当該店舗の給付額(1+2) 000円

**③が250,000円以上の場合**

75,000円 × ① 日 + 100,000円 × ② 日 = 当該店舗の給付額 000円

※先渡給付を受けられている方は上記で計算された給付額(審査の結果変更の可能性あり)より64万円を引いた差額が給付金となります。(先渡給付額を引かず給付金額を記入してください)

支給額等を必ずご確認の上、「上記内容で申請します」にチェックしてください。  上記内容で申請します

【売上高方式(年間売上高による申請)】 ※前年又は前々年の月別の売上が不明な場合に申請可能

中小企業ですか？	
はい	
申請書に記載した取組内容に沿って日数を記入してください	
まん延防止等重点措置に応じた日数 ① 日	【第11期】要請内容に応じた日数 ② 日
※ 中小企業は、飲食業については資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人。ただし、カラオケなどのサービス業については、資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人。	
いいえ 裏面の売上高減少額方式へお進みください	

前年又は前々年の1日当たり飲食業売上高を計算してください。

前年または前々年の年間の飲食業売上高 円 ÷ ③ 日 = 前年又は前々年の1日当たり飲食業売上高 ③ 円

※ 令和2年2月29日の売上高が含まれる場合は366日、含まれない場合は365日を選択して計算してください。

上記で計算した③の売上高に応じていずれかの計算を行ってください。

**③が8万3,333円以下の場合**  
計算書の提出は不要です。

**③が8万3,333円超100,000円以下の場合**

前年又は前々年の1日当たり飲食業売上高 ③ 円 × 0.3 = 1日当たりの給付単価 円

1日当たりの給付単価 000円 × ① 日 + 40,000円 × ② 日 = 当該店舗の給付額 000円

**③が100,000円超250,000円未満の場合**

前年又は前々年の1日当たり飲食業売上高 ③ 円 × 0.3 = 1日当たりの給付単価 円

1日当たりの給付単価 000円 × ① 日 = 給付額1 000円

↑千円未満切り上げ

前年又は前々年の1日当たり飲食業売上高 ③ 円 × 0.4 = 1日当たりの給付単価 円

1日当たりの給付単価 000円 × ② 日 = 給付額2 000円

↑千円未満切り上げ

|| 当該店舗の給付額(1+2) 000円

**③が250,000円以上の場合**

75,000円 × ① 日 + 100,000円 × ② 日 = 当該店舗の給付額 000円

※先渡給付を受けられている方は上記で計算された給付額(審査の結果変更の可能性あり)より64万円を引いた差額が給付金となります。(先渡給付額を引かず給付金額を記入してください)

支給額等を必ずご確認の上、「上記内容で申請します」にチェックしてください。  上記内容で申請します

※店舗ごとに作成し、当該店舗の給付額を福岡県感染拡大防止協力金申請書(様式第1号)に転記してください。

### 【第11期】協力金支給申請額計算書

以下のフロー図の質問を基に、該当する計算方法を選択していただき、数値を入力してください。

※1日あたりの売上高は、消費税・地方消費税を除いた額となります。提出書類上の売上高が消費税・地方消費税込みで記載されている場合は、消費税・地方消費税を除いた金額がわかる書類を、別途作成して提出してください。

【売上高減少額方式】※日数の算定にあたっては、休業日(定休日や不定休による店休日)を含みます。

申請書に記載した取組内容に沿って日数を記入してください	
まん延防止等重点措置に応じた日数 ① 日	【第11期】要請内容に応じた日数 ② 日

前年又は前々年の1日当たり飲食業売上高と令和3年の1日当たり飲食業売上高を計算してください。  
 計算方法は下記A・B・Cいずれかを選択可能です。  
 ※月々の売上高が不明な場合は右側の売上高減少額方式(年間売上高による申請)が利用可能です。

A 月単位方式	前年又は前々年	前年又は前々年8月の飲食業売上高 円	+	前年又は前々年9月の飲食業売上高 円	=	前年又は前々年の8~9月の飲食業売上高計 円	÷	61日	=	前年又は前々年の1日当たり飲食業売上高 ③ 円 (1円未満切り上げ)
	令和3年	前年又は前々年8月の飲食業売上高 円	+	前年又は前々年9月の飲食業売上高 円	=	前年又は前々年の8~9月の飲食業売上高計 円	÷	61日	=	前年又は前々年の1日当たり飲食業売上高 ④ 円 (1円未満切り上げ)
B 時短要請期間方式	前年又は前々年	前年又は前々年の時短協力期間と同期間の飲食業売上高 円	÷	①+② 時短協力日数 日	=	前年又は前々年の1日当たり飲食業売上高 ③ 円 (1円未満切り上げ)				
	令和3年	令和3年の時短協力期間の飲食業売上高 円	÷	①+② 時短協力日数 日	=	令和3年の1日当たり飲食業売上高 ④ 円 (1円未満切り上げ)				

↑ 同じ日数を記入 ↓

〈新型コロナ特例での記入方法〉(開店日:令和 年 月 日)※開店日を記入ください  
 開店日が令和元年8月20日以後の場合は、開店日から令和2年3月31日までの飲食業売上高も選択可能です。  
 (上記の前年又は前々年の飲食業売上高の欄に記入)  
 開店日から令和2年3月31日までの日数を時短協力日数(上の欄)に記入 ※特例利用 開店日:令和元年9月1日の場合、日数は213日として入力  
 令和3年に関しては時短協力期間の飲食業売上高・時短協力日数(下の欄)をそれぞれ記入してください。

(※時短要請月を基準に、開店1年未満の場合に使用してください。)  
 (開店日から時短協力開始日の前日までの飲食業売上高)÷(開店日から時短協力開始日の前日までの日数)=1日当たりの飲食業売上高

開店日から時短協力開始日の前日までの飲食業売上高 円	÷	開店日から時短協力開始日の前日までの日数 日	=	1日当たりの飲食業売上高 ③ 円
-------------------------------	---	---------------------------	---	---------------------

※ 開店日が令和3年1月16日より前の場合は、開店日から令和3年1月15日までの飲食業売上高も選択可能です。(1円未満切り上げ)

令和3年の時短協力期間の飲食業売上高 円	÷	①+② 時短協力日数 日	=	令和3年の1日当たり飲食業売上高 ④ 円 (1円未満切り上げ)
-------------------------	---	-----------------	---	---------------------------------------

上記で計算した③④の数字を転記してください。

$$\left( \begin{array}{|c|} \hline \text{前年又は前々年の1日当たり飲食業売上高} \\ \hline \text{③ 円} \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{令和3年の1日当たり飲食業売上高} \\ \hline \text{④ 円} \end{array} \right) \times 0.4 = \begin{array}{|c|} \hline \text{1日当たりの給付単価} \\ \hline \text{円} \end{array}$$

千円未満切り上げ	千円未満切り上げ	1日当たりの給付単価※ 000円	×	まん延防止等重点措置に応じた日数 ① 日	=	給付額1 000円
千円未満切り上げ	千円未満切り上げ	1日当たりの給付単価※ 000円	×	【第11期】要請内容に応じた日数 ② 日	=	給付額2 000円
						当該店舗の給付額(1+2) 円

※上限:200,000円又は③の3割のいずれか低い額

※上限:200,000円

支給額等を必ずご確認の上、「上記内容で申請します」にチェックしてください。  上記内容で申請します

【売上高減少額方式(年間売上高による申請)】 ※前年又は前々年の月別の売上が不明な場合に申請可能

申請書に記載した取組内容に沿って日数を記入してください	
まん延防止等重点措置に応じた日数 ① 日	【第11期】要請内容に応じた日数 ② 日

前年又は前々年の1日当たり飲食業売上高を計算してください。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{前年または前々年の年間の飲食業売上高} \\ \hline \text{円} \end{array} \div \begin{array}{|c|} \hline \text{365日} \\ \hline \text{366日} \end{array} \begin{array}{|c|} \hline \text{いずれかに○を} \\ \hline \text{つけてください(※)} \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{前年又は前々年の1日当たり飲食業売上高} \\ \hline \text{③ 円} \end{array}$$

(1円未満切り上げ)

※ 令和2年2月29日の売上高が含まれる場合は366日、含まれない場合は365日を選択して計算してください。

令和3年の1日当たり飲食業売上高を計算してください。計算方法は下記A・Bいずれかを選択可能です。

A 月単位方式	令和3年8月の飲食業売上高 円	+	令和3年9月の飲食業売上高 円	=	令和3年の8~9月の飲食業売上高計 円	÷	61日	=	令和3年の1日当たり飲食業売上高 ④ 円 (1円未満切り上げ)
	令和3年の時短協力期間の飲食業売上高 円	÷	①+② 時短協力日数 日	=	令和3年の1日当たり飲食業売上高 ④ 円 (1円未満切り上げ)				

上記で計算した③④の数字を転記してください。

$$\left( \begin{array}{|c|} \hline \text{前年又は前々年の1日当たり飲食業売上高} \\ \hline \text{③ 円} \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{令和3年の1日当たり飲食業売上高} \\ \hline \text{④ 円} \end{array} \right) \times 0.4 = \begin{array}{|c|} \hline \text{1日当たりの給付単価} \\ \hline \text{円} \end{array}$$

千円未満切り上げ	千円未満切り上げ	1日当たりの給付単価※ 000円	×	まん延防止等重点措置に応じた日数 ① 日	=	給付額1 000円
千円未満切り上げ	千円未満切り上げ	1日当たりの給付単価※ 000円	×	【第11期】要請内容に応じた日数 ② 日	=	給付額2 000円
						当該店舗の給付額(1+2) 円

※上限:200,000円

支給額等を必ずご確認の上、「上記内容で申請します」にチェックしてください。  上記内容で申請します